

## 幕別町長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱

交際費事務取扱要綱（平成8年要綱基準等第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、町長又は町長の職務を代理する者の交際費（以下「交際費」という。）について、適正な執行と透明性の確保を図るため、その支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（支出対象）

第2条 交際費は、町政の円滑な執行を図るため、町を代表して外部との交際や町政協力者への謝意を表すためなどに要する経費であり、その支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- （1）町の事務事業と直接かつ緊密な関係にあるもの
- （2）町政の進展に功績があったもの
- （3）災害、事故等に見舞われたもの
- （4）その他町長が特に必要と認めたもの

（支出区分及び支出内容）

第3条 交際費は、次の各号に掲げる区分及び内容に応じ、当該各号に定める支出とする。

- （1）慶祝 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- （2）弔慰 葬儀等における香典、生花、供物等に係る経費
- （3）見舞 病気、事故、災害等に対する見舞いに係る経費
- （4）激励 本町の公益性や名声を高める団体及び個人を激励する場合に支出する経費
- （5）賛助・協賛 公共的、公益的な団体等の活動及び行事の趣旨に賛同して支出する経費
- （6）懇談会費 町政の振興に資する意見交換や情報収集を目的とする懇談会等の出席に係る経費
- （7）渉外 町政運営上、必要と認められる場合の渉外及び接遇に係る経費
- （8）その他 町政運営上、町長が特に認める経費

（支出基準）

第4条 交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限度となるよう努めるものとし、別表に定めるとおりとする。

（支出状況の公表）

第5条 交際費は、次の各号に掲げる事項について公表する。

- （1）支出年月日
- （2）支出区分
- （3）支出内容

(4) 支出金額

- 2 公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。
- 3 公表の方法は、幕別町ホームページに掲載して行うものとする。
- 4 公表に当たっては、幕別町個人情報保護条例及び幕別町情報公開条例の規定に基づくものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支出区分	支出内容	支出金額
慶祝	慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費	1万円以内
弔慰	葬儀等における香典、生花、供物などに係る経費	1万円以内
見舞	病気、事故、災害等に対する見舞いに係る経費	1万円以内
激励	本町の公益性や名声を高める団体及び個人を激励する場合に支出する経費	社会通念上妥当と認められる範囲内で、その内容及び成績を勘案した額
賛助・協賛	公共的、公益的な団体などの活動及び行事の趣旨に賛同して支出する経費	社会通念上妥当と認められる範囲内での額
懇談会費	町政の振興に資する意見交換や情報収集を目的とする懇談会等の出席に係る経費	1万円以内
渉外	町政運営上、必要と認められる場合の渉外及び接遇等に係る経費	1万円以内
その他	町政運営上、町長が特に認める経費	社会通念上妥当と認められる範囲内での額